

第3章 緑の目標水準

目標を設定して、計画の進捗を管理するよ。
(詳しくは本編P65~)



以下のとおり、緑の目標水準を設定します。

表3-1 緑地の確保目標

項目		平成21年	令和2年 中間目標年次	令和12年 目標年次
行政区域面積における 緑地目標量	面積 (ha)	384.90	408.53	479.15
	割合 (%)	17.28	18.45	21.64

※「緑地」の面積は、「施設緑地」と「地域制緑地」をあわせた面積。

※確保目標の設定にあたって、「綾瀬市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成28年11月1日)の策定に先立って実施された第7回線引き見直しの結果を反映した。

表3-2 都市公園等の確保目標

項目		平成21年	令和2年 中間目標年次	令和12年 目標年次
都市公園等の目標量	面積 (ha)	141.54	160.40	223.54
	割合 (%)	17.16	19.01	27.42

※「都市公園等」の面積は、「都市公園」と「公共施設緑地」をあわせた面積。

第4章 実現のための方策

6つの基本方針に基づいて、
48の個別施策に取り組んでいくよ。
(詳しくは本編P69~)



4-1 個別施策一覧

基本方針及び施策の方向ごとの、個別施策は以下に示すとおりです。

表4 緑の施策

基本方針	施策の方向	No.	個別施策	事業主体 [※]
(1) 緑による 快適な生活 環境、自然 とのふれあ いの場の 形成	①都市公園の整備・充実	1	街区公園などの身近なレクリエーション施設の整備・充実	市
		2	広域的レクリエーション施設の整備・充実	市
		3	公園の緑のイメージアップ事業	市
	②住宅地の緑化推進	4	緑化モデル地区事業	市
		5	民有地緑地への補助事業	市
		6	地区計画制度による緑化の指定	市
	③河川の緑化	7	親水護岸の整備とホテル護岸等の整備による緑化(蓼川)	県・市
		8	河川沿いの植栽ブロック等による緑化の検討(目久尻川)	県・市
	④ふれあいの場の形成	9	自然に親しむ環境教育の場づくり	協働
		10	親子ふれあい農業体験、農地と市民の交流の推進	協働
	⑤水と緑のネットワークの形成	11	緑をつなぐ歩行者・自転車ネットワークの形成	市
		12	3河川を基軸とした水と緑のネットワークづくり	市

※事業主体について

市 : 市が主体となって実施、 県 : 県が主体となって実施、 協働 : 市と市民(または事業者)が協働して実施

基本方針	施策の方向	No.	個別施策	事業主体※
(2) 緑による 環境負荷の 軽減	①ヒートアイランド現象 の緩和	13	道路緑化事業の推進	県・市
		14	大規模なオープンスペースの確保	市
		15	河川沿いの緑化	市
		16	市街地の緑地形成	市
	②民間敷地緑化の推進	17	大規模民間敷地内緑化の推進	市
	③建物施設の緑化推進	18	公共公益施設、民間施設建物緑化の推進	市
	④資源の活用	19	ウッドチップなどの資源材の活用	市
(3) 緑による 生きものの 生息・生育 環境の確保	①生きものの生息・生育 環境保全	20	優れた環境の緑地の確保	市
		21	早川天神森・春日原農用地の保全	市
	②エコロジカル ネットワークの形成	22	河川緑化事業	県・市
		23	ビオトープを念頭においた 都市公園の整備	市
		24	風土に適した樹種を用いた緑化の推進	市
		25	祖師谷緑地の保全	市
(4) 緑による 地域の 防災性の 向上	①緑による オープンスペースの確保	26	オープンスペース確保の検討	市
		27	生産緑地地区の保全	市・協働
	②災害防止や被害の軽減	28	耐火性のある樹木の植栽	市・協働
		29	工場地における耐火性のある樹種による 敷地境界部の樹林化要請	市
		30	避難路の機能向上	市
		31	防災機能を兼ね備えた施設の整備	市
(5) 緑による 地域固有の 風景・景観、 歴史・風土・ 文化の形成	①郷土を代表する 資源の保全	32	保存樹木の指定と管理	市
		33	歴史資源と一体となった社寺林の保全	市
		34	自然環境の再生と保全	協働
		35	地域資源を巡るネットワークの環境整備	協働
	②緑による景観の形成	36	美観を考慮した街路樹の整備	県・市
		37	接道緑化の推進	市
		38	河川沿いの花の名所づくり	協働
		39	市民、団体の表彰制度	市
(6) 緑に対する 意識の 普及啓発と 持続可能な 環境づくり	①PR・情報提供の充実	40	グリーンバンク制度の実施による 樹木の有効利用	協働
		41	市内の自然や緑に関する情報の提供	市
		42	緑化手法や緑の管理方法に関する 緑化ガイドマニュアルの作成	協働
		43	緑の普及啓発活動の促進	市
		44	公園緑地愛護団体の育成と拡充	市
	②市民参加の促進	45	緑のボランティア制度、 グリーンモニター制度の検討	協働
		46	「綾瀬市みどりのまちづくり基金」の充実	市
		47	活動機会の提供と交流促進	市
		48	持続可能な活動支援	協働

※事業主体について

市：市が主体となって実施、 県：県が主体となって実施、 協働：市と市民（または事業者）が協働して実施

第5章 重点計画

「公園の再整備」と「生物多様性」については、特に力を入れて取り組んでいくよ。(詳しくは本編P89～)



5-1 【重点計画1】公園再整備計画

1.背景と目的

公園のあるべき姿を実現するために、市民と行政が一体となって公園の再整備に取り組むことを目的として、緑の基本計画の「重点計画」として「公園再整備計画」を位置づけ、公園再整備の基本的な考え方を整理します。

2.公園再整備計画の考え方

(1) 基本方針

公園再整備計画の検討を行うにあたり、以下の基本方針を設定します。

【基本方針1】特色のある公園計画及びルールづくり

【基本方針2】公園の適正配置の検討

(2) 公園の機能分類の検討

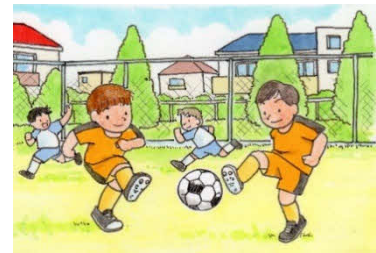
市内・各地域内に位置する公園について、それぞれの公園が持つ機能(特色)や主な利用者、公園の立地等を踏まえて、以下の機能分類を検討します。



幼児向け



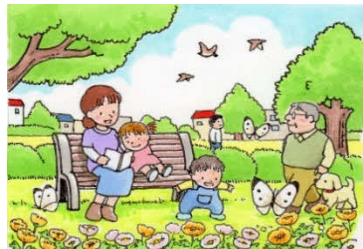
児童向け



ボール広場



健康づくり



緑や花



コミュニティスペース

(3) 新たな取り組みの検討

市内の公園における「公園内カフェ、キッチンカー等の誘致」や「マルシェ、パフォーマンス等のイベントの開催促進」等について、導入の検討を行います。



公園内カフェやマルシェの例

5-2 【重点計画2】生物多様性に係る取り組み

1.背景と目的

今後、市内の緑の質を向上させていくために、これまで以上に生物多様性の保全に取り組むことを目的として、緑の基本計画の「重点計画」として「生物多様性に係る取り組み」を位置づけ、生物多様性保全にむけた基本的な考え方を整理します。

2. 生物多様性の取り組みの考え方

(1) 都市・近郊エリア（かながわ生物多様性計画）における取り組み

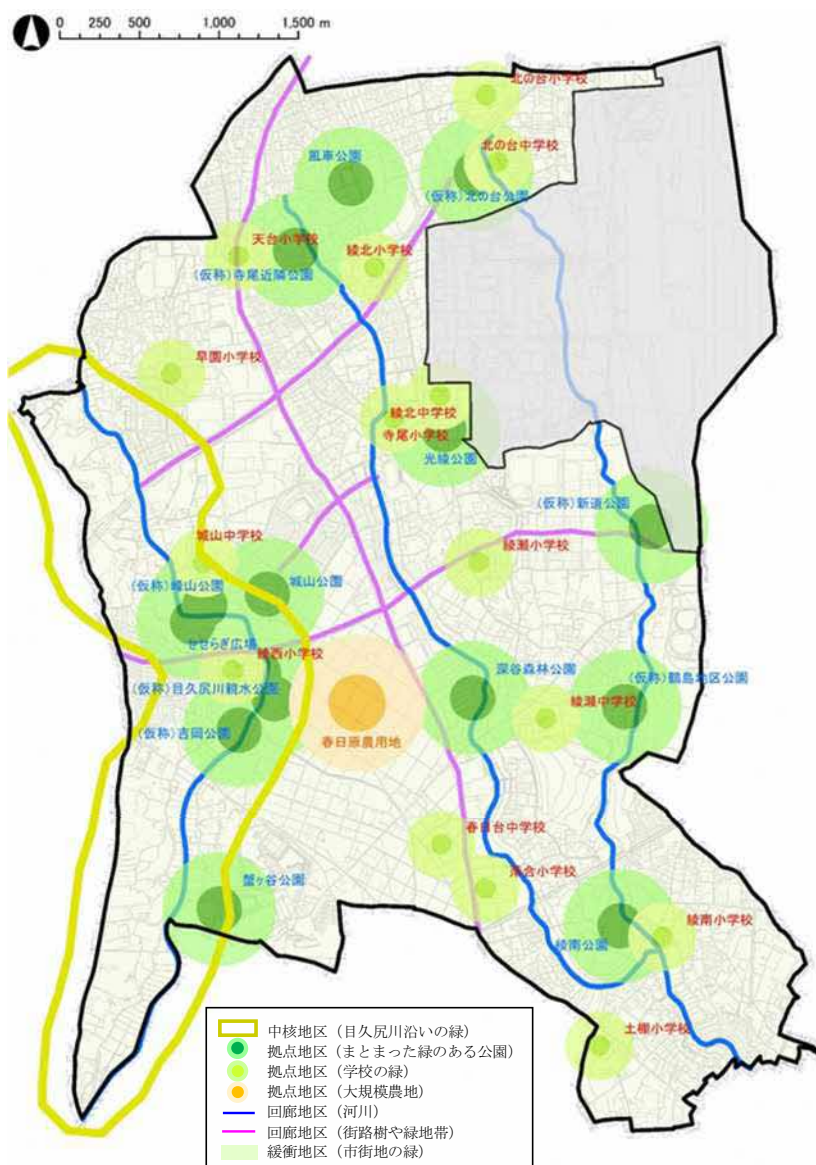
かながわ生物多様性計画で示されている都市・近郊エリアにおける取り組みを参考に、本市の特性を踏まえ、重点的に推進すべき取り組みとして以下を設定します。

- ・ビオトープを念頭に置いた都市公園の整備や適切な管理運営
- ・トラスト制度などによる緑地の保全
- ・里地里山の保全等の促進
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進
- ・生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用
- ・多様な主体による取り組みの促進
- ・環境学習・教育の推進

特に、本市の現状から、生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信、多様な主体による取り組みの促進、環境学習・教育の推進が必要です。

(2) エコロジカルネットワークの形成

国土交通省によって示されているエコロジカルネットワーク形成の考え方を踏まえ、本市においても、市内の公園や緑地をエリアに区分し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。



エコロジカルネットワーク図

第6章 地域別緑の方針

市民にとって身近な地域レベルにおける緑の配置について、本計画の上位計画であるあやせ都市マスタープランの地域別構想の6つの地域区分毎に方針を設定します。

(1) 綾北地域

- 方針1 北の台小学校周辺の広域に広がる緑地の維持・保全/(仮称)北の台公園の整備促進
- 方針2 大上住区内の工業地の敷地内緑化促進
- 方針3 東名高速道路沿いの緩衝緑地帯の活用による緑のネットワークの形成
- 方針4 既存の公園の維持管理と、施設更新と併せた再整備の推進
- 方針5 農地の維持・保全



風車公園

(2) 寺尾地域

- 方針1 寺尾緑地をはじめとする地域内の緑地の維持・保全
- 方針2 東西南北の緑のネットワーク形成
- 方針3 既存の公園の維持管理と施設更新と併せた再整備の推進/光綾公園の再整備の推進
- 方針4 農地の維持・保全



寺尾緑地

(3) 早園地域

- 方針1 目久尻川周辺の広域に広がる緑地の維持・保全/祖師谷緑地の保全促進
- 方針2 早川城山地区内の緑地の維持・保全
- 方針3 既存の公園の維持管理と施設更新と併せた再整備の推進/城山公園の利用促進に向けた検討の推進
- 方針4 農地の維持・保全



城山公園

みんなが住んでいる地域では、どのような方針が設定されているかな。
身のまわりにも、たくさんの緑があるんだよ。(詳しくは本編P99~)



(4) 綾西地域

- 方針1 目久尻川沿いの緑地はの維持・保全の促進
/ (仮称) 目久尻川親水公園の整備の推進
- 方針2 既存の公園の維持管理、施設更新と併せた
再整備の推進
- 方針3 あやせ目久尻川歴史文化ゾーンの
整備・展開の推進
- 方針4 農地の維持・保全



神崎遺跡公園

(5) 中央地域

- 方針1 長峰の森や取内の森などの緑地の維持・保全
- 方針2 街路樹等による南北の緑のネットワーク
の形成
- 方針3 既存の公園の維持管理、施設更新と併せた
再整備の推進
- 方針4 農地の維持・保全



綾瀬スポーツ公園

(6) 綾南地域

- 方針1 落合キツツキの森や野あざみの森などの
緑地の維持・保全/蓼川や比留川と連携した
水と緑のネットワークの形成推進
/ 蓼川沿いのサイクリング道路や
遊歩道の整備の推進
- 方針2 既存の公園の維持管理、
施設更新と併せた再整備の推進
- 方針3 農地の維持・保全



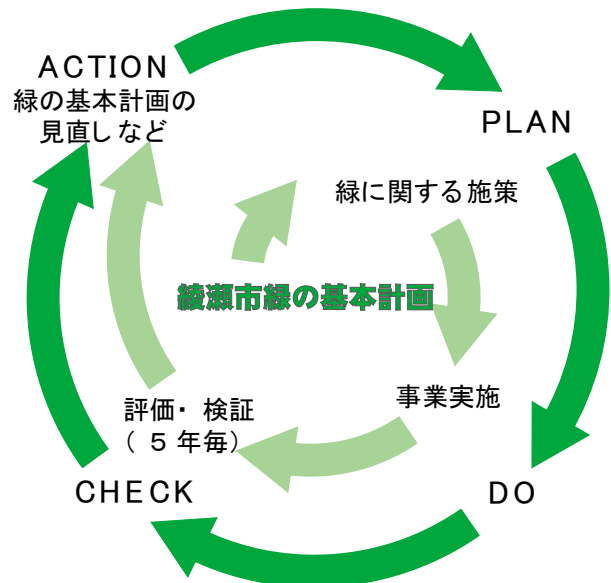
野あざみの森

第7章 計画の実現に向けて

「綾瀬市緑の基本計画」に位置づけた施策や事業の進捗について、PDCAサイクルの考え方にに基づき、定期的に検証・評価を行うことにより、計画の進行管理を行います。特に、CHECKに重きを置き、PDCAサイクルの効果的な運用に努めます。また、市の基本構想の改定をはじめ、まちづくりの方向性や緑地の保全及び緑化の推進に関して、大きな変化が生じた際には、見直しを行います。

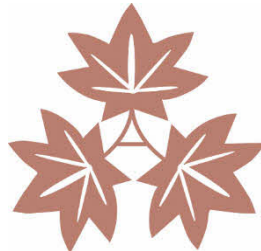
また、広域的な対応が必要な事業の推進などについては、国、県、周辺市及び関係機関との協議・調整会議で課題を共有し、実施に向けた協力や連携等を図りながら計画を推進します。

各施策の実施に際しては、それぞれの施策や事業の相互連携を十分に図り、効率的・効果的に実施されるよう、総合的な観点から推進します。

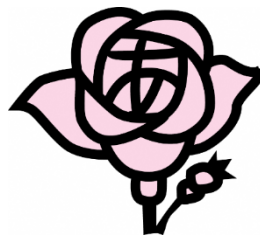


計画の進行管理（PDCAサイクル）

計画の実現に向けて、ご協力をお願いします。（詳しくは本編P113～）



市の木「やまもみじ」
昭和49年12月1日制定



市の花「ばら」
昭和49年12月1日制定



市の鳥「カワセミ」
平成14年7月7日制定

綾瀬市緑の基本計画【中間見直し】概要版

令和3年3月改定

編集・発行：綾瀬市都市部みどり公園課

〒252-1192

神奈川県綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111（代表）

ホームページ

<http://www.city.ayase.kanagawa.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用